

■町民1人当たりの歳出内訳

議会費	8,787円	土木費	62,061円
総務費	64,128円	消防費	32,020円
民生費	176,094円	教育費	57,876円
衛生費	58,414円	災害復旧費	22,197円
労働費	86円	公債費	46,426円
農林水産業費	36,811円	諸支出費	8,747円
商工費	7,827円	合計	581,474円

■1人当たりの町税負担額内訳

町民税	45,510円
固定資産税	49,843円
軽自動車税	3,808円
町たばこ税	9,597円
入湯税	2円

町民
1人当たりの
町税負担額

108,760円

※令和2年3月31日現在 9,605人

■健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果が出ました。

《健全化判断比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	一般会計などを対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	-	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合です	-	20.0	30.0
③実質公債費比率	一般会計などが実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合です	6.1	25.0	35.0
④将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合です	-	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「-」で表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「-」で表示しています。

《資金不足比率》

(単位：%)

項目	説明	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合です	-	20.0
浄化槽整備推進事業特別会計		-	20.0

※資金不足額がないため「-」で表示しています。

◆早期健全化基準とは？

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

◆財政再生基準とは？

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政再生団体として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られます。

◆経営健全化基準とは？

公営企業を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

■令和元年度特別会計決算

(単位：千円)

会計	収入済額	支出済額	差引
国民健康保険特別会計	1,230,357	1,188,260	42,097
後期高齢者医療特別会計	108,963	108,857	106
介護保険特別会計	1,393,959	1,238,066	155,893
浄化槽整備推進事業特別会計	68,136	64,732	3,404
文化・体育振興基金特別会計	3,532	3,319	213
水道事業会計(収益的収支)	164,495	152,795	11,700
水道事業会計(資本的収支)	41,317	95,422	☆▲54,105

☆水道事業会計(資本的収支)の不足する額は、損益勘定留保資金(※1)などで補填しています。

※1 収益的収支の費用のうち、現金の支出を必要としない費用(減価償却費など)を留保資金として資金的収支の財源に充てるものです。